$\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

三豊郡豊中町大字本山乙703番地			選挙管理委員会告示
(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名		~ " •	開発行為に関する工事(公共施設)の完了
1 申請の概要	_ 五	~ " •	開発行為に関する工事の完了
香川県知事。 真 鍋 武 紀	四四	(建築課)	平成十七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
平成十七年三月一日		~ " •	土地改良区の役員の退任の届出 (二件)
事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。	Ξ	· "	土地改良事業の同意
なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく	Ξ	(土地改良課)	土地改良事業の適否決定(六件)
おり告示する。	九	· · ·	平成十七年度技能検定 (随時実施) の実施
く特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のと		(労働政策課)	平成十七年度技能検定(前期実施)の実施
瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づ			公告
香川県告示第百十七号		· "	●地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託
住所の高松市東八ゼ町五番地六		(教育委員会)	●地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託契約の解除
名称の西日本ビル管理株式会社	六	· "	道路の区域変更
香川県知事。 真鍋 武紀		· "	●車両制限令の規定に基づく道路の指定等
平成十七年三月一日		(道路保全課)	●車両制限令の規定による道路の指定
収納事務委託契約は、平成十六年五月三十一日解約した。	五	~ " •	身体障害者福祉法の規定による更生医療担当機関の指定
場及び栗林公園東門前駐車場の使用料(回数券により利用する場合の使用料に限る。)の	四	(障害福祉課)	身体障害者福祉法の規定による医師の指定
財団法人香川県駐車場管理財団に対する香川県歴史博物館駐車場、栗林公園北門前駐車		(環境管理課)	
務を委託した。		計可申請	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
栗林公園東門前駐車場の使用料(回数券により利用する場合の使用料に限る。)の収納事	_	(総務学事課)	●地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託
平成十六年六月一日から、次の者に香川県歴史博物館駐車場、栗林公園北門前駐車場及び			
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、香川県告示第百十六号	ペ リ ジ	県法規集掲載事項) ページ	目次(●印は、県
告 示	3 <b>月</b> ′		
政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出政治資金規正法の規定による政治団体の届出	日(火曜日)	第 17 号	香里鞋

香

Ш

県

報

平成十七年三月一日

(第九二二四号)

ちぬや冷食株式会社 代表取締役 今津 秀

(2) 事業場の所在地及び名称 三豊都豊中町大字本山乙703番地

(3) 特定施設に関する事項 ちぬや冷食株式会社

(1、2号複合ライン)

9	辞出み					意識を	第六元の	排出され	使用時間の	維魚	猫 H	Н	需	益
(m³/H)	排出される汚水等	りん含	対域の	浮遊物	分 票 约 来 约 来			頂	使用時間間隔及び1 の 使 用	用開始予	事完成予	專着手予		
× 1 脚	× 1 脚	りん含有量(mg/ℓ)	窒素含有量(mg/ℓ)	<b>浮遊物質量</b> (mg/ℓ)	化学的酸素 要求量(mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	水素イオン濃度	ш	1 日当たり 時 間	定年月日	定年月日	定年月日	נל	猫
								嵐	午前8時7	完成後	<b>着手後</b> 30日	許可後	馬鈴薯水槽 馬鈴薯洗浄機	冷凍調理1
35	10		10	200	50	50	5.8 ~ 8.6	<del>3</del> 0}	午前8時から午後11時まで、		ш		水槽 6,000kg/時 洗浄機 3,000kg/時	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設
								更	、1日15時間使用				* 1 基	供する原料
70	20	2	20	300	100	100	5.8 ~ 8.6	*	間使用					処理施設

### (7、8号複号ライン)

単の出まる							湯の光が来る	第六元の非が	排出され	使用服の	等使	猫 H	Н	<del>/////////////////////////////////////</del>	繿	
	揺出される汚水等の量 (㎡/Ⅱ)		りん含	<b>窒素</b> 含	浮遊物!	化学的酸素 要求量。			れ項	使用時間間隔及び1日当たり の 使 用 時 間	用開始予	事完成予	事着手予			
: <u>1</u>	× 1 基	× 1 麒	<b>ん含有量</b> (mg/ℓ)	窒素含有量(mg/ℓ)	<b>浮遊物質量</b> (mg/ℓ)	数款 ■(mg/ℓ)	生物化学的(mg/ℓ) 酸素要求量	水素イオン濃度		1日当たり 時 間	定年月日	定年月日	定年月日	נל	溢	
									通	午前8時か	完成後	<b>着手後</b> 30日	許可後	馬鈴薯水槽 馬鈴薯洗浄機 連続蒸煮機	冷凍調理食 湯煮施設	
7	35	10	_	10	200	50	50	5.8 ~ 8.6	谚	午前8時から午後11時まで、				槽 6,000kg / 時 等機模 3,000kg / 時 機 3,000kg / 時	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設及び 湯煮施設	
									最	C、1日15時間使用				联 1 基 7 联 1 基 1 基	こ供する原料	
7	70	20	2	20	300	100	100	5.8 ~ 8.6	*	間使用					処理施設及び	

(ソイン外)

溢	
冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設及び洗浄 施設	

Ш
県
報
平成十

平成工
七年
月
B

蔷	Н	뛴	<b>5</b> 5	種	( <sup>全</sup> )	9	莊					2 続	るの	発出	食の無	鄉	壒	Н	笳
<b>⊣</b>	# H	火			沙拳							湯が水火	第六元の	排出され	時間使	使用	H	H	
	着手予定	りを			汚水等の処理施設に関する事項	(m³/H)	排出される汚水等	りん含有量(mg/	窒素含有量(mg/	浮遊物質量(mg/	化学的酸素 要求量	生物化学的概素要求量	水素イオン濃度	塡	使用時間間隔及び1 の 使 用	開始予定	完成予定	着手予定	
Â	年月日	理方式	<sub>t</sub>	類	に関する	× 1	× 1	<b>■</b> (mg/ℓ)	$\blacksquare (mg/\ell)$	$\blacksquare$ (mg/ $\ell$ )	素 (mg/ℓ)	野(mg/ℓ)	ン濃度	ш	日当たり 時 間	2年月日	年月日	年月日	t t
単八後つつ口	許可後	兴+ 硼깒事獸	<b>(変更前</b> 400 ㎡	排水処理施設	阿									画	午前8時から	完成後	<b>着手後</b> 30 <b>日</b>	許可後	パン洗浄機ホットニー
		凝集沈殿+活性汚泥+膜分離	/目)950 m³	E P			21	_	10	200	50	50	5.8 ~ 8.6	誹	午前8時から午後11時まで、				乗3,000kg/時 -ダー 600kg/
		離	<b>/ B</b>											冊	、 <b>1日</b> 15時間使用				* 1基/回 1基
						2	21	2	20	300	100	100	5.8 ~ 8.6	*	り使用				

絶無	使用開始予定年月日	完成後			
使用時間間 の 使	使用時間間隔及び1日当たり の 使 用 時 間	連続24時間使用	<b>使用</b>		
処理前及		処	理前	処理	後
び処理後	Ē I	通常	最大	海绵	最大
の活染状	カストンボル	6.8 <b>~</b> 8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
<b>777</b>	生物化学的 酸素要求量 <sup>(mg/ℓ)</sup>	1,000	1,200	(変更前20) (変更前30) 18 27	<b>(変更前</b> 30 <b>)</b> 27
	化学的酸素 $({ m mg}/\ell)$	008	1,000	( <b>変更前</b> 20) (変更前30)	<b>(変更前</b> 30 <b>)</b> 27
	<b>浮遊物質量</b> (mg/ℓ)	800	1,000	(変更前40) (変更前50) 10 20	(変更前50) 20
	窒素含有量(mg/ℓ)	50	60	<b>(変更前</b> 10)	(変更前20) 15
	りん含有量(mg/ℓ)	5	6	_	2
排出される	排出される汚水等の量(㎡/日) (変更前355) (変更前400) (変更前355) (変更前400) (変更前355) (変更前400) 950 920 950	<b>(変更前</b> 355 <b>)</b> 920	(変更前400) 950	(変更前355) 920	(変更前400) 950

### 5) 排出水の汚染状態及び量

		<b>汚染状態</b>	排出水の	X
生物化学的 酸素要求量 (mg/ ℓ)	水素イオン濃度			分
20	5.8 ~ 8.6	通記	对	第
30	5.8 ~ 8.6	最大	曹	1 ;
18	5.8 ~ 8.6	海	冯	排水
27	5.8 ~ 8.6	最大	巨後	П
	20 30 18	■度 5.8~8.6 5.8~8.6 5.8~8.6 18 mg/ℓ) 20 30 18	本素イオン濃度     5.8~8.6     5.8~8.6     5.8~8.6       性物化学的 酸素要求量(mg/ℓ)     20     30     18	項目     変更     更前     変更       通常     最大     通常     場所       状素イオン濃度     5.8~8.6     5.8~8.6     5.8~8.6       性物化学的 数素要求量(mg/ℓ)     20     30     18

(第九二一四号)

揺出水の■					
(m³/日)	大腸菌群数(個/cm³)	ノルマルヘキサン 抽出物質 (mg/ℓ)	りん含有量(mg/ℓ)	<b>窒素含有量</b> (mg/ℓ)	<b>浮遊物質量</b> (mg/ℓ)
355	1,000	10	_	10	40
400	3,000	20	2	20	50
920	1,000	10	_	5	10
950	3,000	20	2	15	20

### 縦覧の期間及び場所

#### (1) 期間

平成17年3月1日から

平成17年3月22日まで

## 香川県環境森林部環境管理課及び豊中町住民生活課

### 香川県告示第百十八号

師を平成十七年三月一日次のとおり指定した。 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十

平成十七年三月一日

視覚

眼科

藤井一弘

障害の種類

診療科名

医師の氏名

肢体不自由

ョン科 ピリテーシ リテーシ

橘高克治

肢体不自由

脳神経外科

藤澤睦夫

## 香川県知事

土庄中央病院 一四〇〇 二 心臓、	病院医療法人仁寿会吉田、丸亀市宗古町五、呼吸器		康保険・小豆郡土庄町渕崎甲	μ の名称	鍋武紀	い in five in the second of t	<b>〒二百八十三号)第十石条第一頁の現定こよる医────────────────────────────────────</b>	<b>中田</b> 中和中洋猫 心臓	心臓	700	1,000 3,000 1,000 3,000 <b>肢体</b>	20 10 20	1 2 B	10 20 5 15	40 50 10 20 <b>肢体</b>
呼 吸 器		自电	心臓、呼吸器	デー 自由、 ・	そしゃく 音声・言語、 平衡、	臓		gret.	Died.		肢体不自由	肢体不自由	財体不自由	;   	肢体不自由
内科	ヨピ科、リハ			科	耳鼻咽喉科	内科	科内科、小児	内科	循環器科	ーション科	神経内科、脳神経外科、	内科	内彩	<b>!</b>	整形外科
大賀拓二		河野一実		麥田 拓 実	瀬戸浩之	原大雅	嘉村智美	成田和穂	古本渉		大杉保	十枝めぐみ	松田美穂		森健
<b>険永康病院</b> 詫間町立国民健康保	þ	こうの内科クリニッ	そがわ医院	医療法人社団英迎会	せと耳鼻咽喉科医院	太田病院	内科医院	病院組合連合会滝宮総合香川県厚生農業協同	聖マルチン病院		神経外科医院医療法人社団大杉脳	直営綾上診療所	会いわき病院医療法人社団以利責	指序 計	病院 香川大学医学部附属
<b>間一三八一</b> 三豊郡詫間町大字詫	_ 四 四	丸亀市土器町西四	一〇九一	三豊郡豊中町下高野	三三七五 三 三二七五 三	七五八東かがわ市三本松一	丸亀市郡家町二三四	宮四八六	一三 坂出市谷町一 四		<b>七九</b> 善通寺市大麻町二〇	三三五二 一	佐一一三 一		<b>戸一七五〇 一</b> 木田郡三木町大字池

腸、小腸・	器 しん臓、呼吸	器 臓、呼吸	じん臓、ぼう	心臓、じん臓
外科	内科	内科	泌尿器科	器科 循環
遠藤出	吉松千裕	内田善仁	赤澤善弘	小比賀二郎
<b>険永康病院</b> 詫間町立国民健康保	<b>険永康病院</b> 詫間町立国民健康保	<b>険永康病院</b> 詫間町立国民健康保	総合病院回生病院医療法人財団大樹会	陶病院 綾南町国民健康保険
間一三八一三豊郡詫間町大字詫	間一三八一三豊郡詫間町大字詫	<b>間一三八一</b> 三豊郡詫間町大字詫	二八 坂出市室町三 五	一七二〇 一

### 香川県告示第百十九号

り、更生医療を担当させる医療機関を平成十七年三月一日次のとおり指定した。 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十九条の二第一項の規定によ

平成十七年三月一日

## 香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾南町大字滝宮五五六 六	門大字滝宮五五六
	剤薬局 という さぬき市志度六三二 四
八六九四	さぬき市志度八六九 四
所在	所

### 香川県告示第百二十号

通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十七年三月一日から同月二十一

を、次のとおり指定する。

平成十七年三月一日

日まで一般の縦覧に供する。

Į

香

Ш

報 平成十七年三月一日

### 指定する道路の路線名及び区間

香川県知事

真

武

紀

中徳三谷高松線	主要地方道 (四十三号)	路線名
高松市林町字宗高一二〇五番三地先まで	高松市三谷町字中原三八五番二地先から	区

## 二 指定する期日 平成十七年四月一日

### 香川県告示第百二十一号

同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、

ーメートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十七年三月一日から同月二十一

平成十七年三月一日

F. 4

### 香川県知事の真の鍋の武

紀

## 一 指定する道路の路線名及び区間

仲多度郡多度津町東浜六番二  地先まで	多度津港線
) 仲多度郡多度津町東浜六番 七地先から	一般県道(二百十五号)
区	路線名

## 二 指定する期日 平成十七年四月一日

#### 三 通行方法

通行方法によらなければならない。(一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の)(の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の)

### 1 走行位置の指定

それがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すお

六

に接触しないよう十分に注意すること。等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物

### 2 後方警戒措置

する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・

### 3 道路情報の収集

を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報

### 香川県告示第百二十二号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

二日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月一日から同月二十

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 道路の種類 国道 (一般)

一路線 名三百七十七号

#### 三 道路の区域

先まで 先まで の と の き の き 市 多 和 字 竹 屋 敷 一 四 番 二 地	地先から	区間
後	前	前変 後 別更
三 六 · ·	二九八六二	(メートル) 敷地の幅員 延 長
六四	六四	(メートル) 長
	う区域変更 旧工事に伴 度件	備考

香川県告示第百二十三号

**まった。** 者の口座引落に係る使用料に限る。)の収納事務の委託契約を平成十七年二月二十八日解県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場使用料(香川県公共施設予約・決済システム登録屋島陸上競技場、香川県立武道館、香川県立丸亀武道館、香川県立総合水泳プール、香川次の者に対する香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、香川県立

平成十七年三月一日

1 1 1

香川県知事

真

武

紀

住所 高松市西宝町二丁目六番四〇号

名 称 財団法人香川県体育協会

香川県告示第百二十四号

平成十七年三月一日、小方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所 高松市亀井町七番一五号

名 称 株式会社西日本情報サービスセンター

#### 公 告

香川県公告第百二十号

規定に基づき、平成十七年度技能検定(前期実施)の実施について次のとおり公告する。職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の

香川県知事 真 鍋 武

紀

#### | 実施職種

平成十七年三月一日

### - 一級及び二級検定職種

業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装 び(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業) 内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金 (曲げ板金、打出し板金)、仕上げ ( 写真 ( 肖像写真作業)、フラワー 装飾 ( フラワー 装飾作業) 作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業) 保温保冷工事作業) 、サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業) 、化学分析 (化学分析作 RP防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペッ 塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、F タイル張り (タイル張り作業)、畳製作 (畳製作作業)、防水施工 (ウレタンゴム系 業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、石材施工 (石張り作業)、と オフセット印刷作業)、プラスチック成形 ( 射出成形作業、インフレーション成形作 建具製作 ( 木製建具手加工作業 ) 、製版 ( プロセス製版カラースキャナ作業 ) 印刷 ( 婦人子供注文服製作作業)、木型製作 ( 模型製作作業 ) 、家具製作 ( 家具手加工作業 ) **開閉制御器具組立て作業)、建設機械整備 (建設機械整備作業)、婦人子供服製造 (** 機器組立て作業)、電気機器組立て(変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、 治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子 放電加工(ワイヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金( 数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業、精密器具製作) 作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業) ト系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工( 園芸装飾 ( 室内園芸装飾作業 ) 、造園 ( 造園工事作業 ) 、金属熱処理 ( 一般熱処理 Ξ

### 2 三級検定職種

作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ保全作業、電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、機械保全(機械系作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤圏芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理

ワー装飾作業) 、広告美術仕上げ ( 広告面粘着シート仕上げ作業 ) 、フラワー装飾 ( フラエ事作業 ) 、広告美術仕上げ ( 広告面粘着シート仕上げ作業 ) 、フラワー装飾 ( フラ

### 3 単一等級検定職種

工事作業)、塗料調色(調色作業) 、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー製麺(手延べそうめん類製造作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー

#### 一実施方法

技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。

実施期日、実施場所等

#### 1 実技試験

実施期日

て、別途香川県職業能力開発協会が指定する日平成十七年六月十三日(月曜日)から同年九月十一日(日曜日)までの間におい

#### 実施場所

別途香川県職業能力開発協会が指定する場所

#### 三問題の公表

公表しない。おいて公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部をおいて公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部を実技試験問題は、平成十七年六月六日(月曜日)から香川県職業能力開発協会に

#### 2 学科試験

#### | 実施期日

検定職種ごとに次のとおりである。

検 定 職 種	実施期日
(三級)	
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子	平成十七年七月三十一日
機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、	(日曜日)
フラワー装飾	
(一級及び二級)	

香

Ш

報

平成十七年三月一日

(第九二二四号)

写真 ック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー 路面標示施工、塗料調色 立て、製版、強化プラスチック成形、石材施工、プロ 術仕上げ 放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組 (一級及び二級) 製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美 械整備、婦人子供服製造、木型製作、家具製作、建具 **園芸装飾、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機** 金属熱処理 (三級) 工、サッシ施工、化学分析、塗装 (一級及び二級) (単一等級) (一級及び二級) (単一等級) 金属熱処理、 プラスチック成形、とび、防水施 平成十七年九月四日 平成十七年八月二十八日 平成十七年八月三十一日 平成十七年八月二十一日 (日曜日) (水曜日) (日曜日) (日曜日)

実施場所

香川地域職業訓練センター 高松市郷東町五八七番地一 外

#### 四 受検申請の手続

1 提出書類

提出先

技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

□ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

香川県職業能力開発協会 高松市郷東町五八七番地一

電話番号 〇八七 八八二 二八五四

3 受付期間 平成十七年四月四日 (月曜日) から同月十五日 (金曜日) まで (受付時間は、午前

受検申請に関する注意

八時三十分から午後五時まで)。 ただし、日曜日及び土曜日を除く

- 申請書用紙請求」と朱書すること。 申請書の用紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。 なお、申請書の用紙を郵便等により請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検
- □ 提出書類を郵便等により送付する場合は、書留郵便 (これに準ずるものを含む。) とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

に限り受け付ける。 なお、この場合は、受付期間内の消印 (これに準ずるものを含む。) のあるもの

実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者は、一に掲げる検定

五 受検手数料

職種以外の職種についても受検申請をすることができる。

#### 1 実技試験手数料

一級、二級、三級 (在校生を除く。) 及び単一等級の技能検定に係る手数料の金

園芸装飾	一五、七〇〇円	一五、七〇〇円 強化プラスチック成形 一五、七〇〇円	一五、七〇〇円
造	一五、七〇〇円 石材施丁	石材施工	一五、七〇〇円
金属熱処理	一五、七〇〇円	製麵	一五、七〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円 とび	とび	一五、七〇〇円
放電加工	一五、七〇〇円	左官	一五、七〇〇円
鉄工	一五、七〇〇円 ブロック建築	ブロック建築	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円 タイル張り	タイル張り	一 英、七〇〇円

J			
ļ	7	٩	
4	Ħ	5	
<u> </u>	4	4	
<u>-</u>	į		
<u>-</u>			

日

香

五、七〇〇円	五	フラワー 装飾	七00円	<b>五</b>	プラスチック成形
七〇〇円	<b>五</b>	写真	七〇〇円	<b>五</b>	印刷
七00円	<b>—</b> 英	広告美術仕上げ	七00円	— 英	製版
七00円	— 英	塗料調色	七00円	— 英	建具製作
中〇〇甲	五	路面標示施工	中〇〇町	五 五	家具製作
七00円	_ 五	塗装	七00円	<b>五</b>	木型製作
中00円	<b>—</b> 英	表装	III' 000E	=	婦人子供服製造
中00円	<b>—</b> 英	化学分析	中〇〇円	— 英	建設機械整備
七00円	— 五	サッシ施工	七00円	— 英	電気機器組立て
七00円	— 五	熱絶縁施工	七00円	— 五	電子機器組立て
七00円	— 五	内装仕上げ施工	七00円	— 英	機械保全
100円	五	防水施工	七〇〇円	<b>五</b>	仕上げ
七00円	— 五	量製作	七00円	— 英	工場板金
					-

## 三級(在校生に限る。)の技能検定に係る手数料の金額

園芸装飾	10、五00円	一〇、五〇〇円 電子機器組立て	10、五00円
造	10、五00円 とび	とび	10、五00円
金属熱処理	10、五00円	一〇、五〇〇円 内装仕上げ施工	10、五00円
機械加工	10、五00円	一〇、五〇〇円 広告美術仕上げ	10、田00町
仕上げ	一〇、五〇〇円	フラワー 装飾	10、田00町
機械保全	一〇、五〇〇円		

- 2 学科試験手数料 (全職種) 三、一〇〇円
- 受検手数料の納付方法

3

受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除

される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

#### 合格発表等

合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対し、香川県職業能力開発協会が書面で通知

技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示する。

- 十一日 (日曜日) に学科試験を実施する職種に限る。) まで 平成十七年八月三十日 (火曜日) から九月十二日 (月曜日) (平成十七年七月三
- を行わない職種に限る。)まで

平成十七年十月四日 (火曜日) から同月十七日 (月曜日) (○の日程で合格発表

技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、一級又は単一等級につ

いては厚生労働大臣が、二級又は三級については香川県知事が発行する合格証書を交

付 す る。

七 その他

三一 三三六七) 又は香川県職業能力開発協会に問い合わせること。 技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課 (電話番号)〇八七 八

香川県公告第百二十一号

規定に基づき、平成十七年度技能検定(随時実施)の実施について次のとおり公告する。 職業能力開発促進法施行規則 (昭和四十四年労働省令第二十四号) 第六十六条第三項の

香川県知事 真 鍋 武

紀

実施職種

平成十七年三月一日

三級検定職種

っき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全 (機械 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、め

施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装鉄筋施工、ウェルポイント施工、杂色、二ット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、水ック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水ック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水・寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチ・寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチ・寝具製作、外布製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、条保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製

### 2 基礎一級及び基礎二級

級に合格した者に限り受けることができる。注 三級 (随時実施に限る。) の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二

#### 二 実施方法

技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。

### 三 実施期日、実施場所等

#### 実技試験

#### 実施期日

において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日平成十七年四月一日 (金曜日) から平成十八年三月三十一日 (金曜日) までの間

#### 実施場所

別途香川県職業能力開発協会が指定する場所

#### 三問題の公表

部の検定職種については、その問題の全部又は一部を公表しない。実技試験問題は、あらかじめ香川県職業能力開発協会において公表する。ただ

#### 学科試験

#### | 実施期日

において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日平成十七年四月一日 (金曜日) から平成十八年三月三十一日 (金曜日) までの間

#### 実施場所

別途香川県職業能力開発協会が指定する場所

### 受検申請の手続

四

#### - 提出書類

- ─ 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

#### 2 提出先

香川県職業能力開発協会

高松市郷東町五八七番地一

電話番号 〇八七 八八二 二八五四

#### 3 受付期間

除く。 体日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)を 日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する 随時受け付ける(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、日曜

### 4 受検申請に関する注音

**なお、申請書の用紙を郵便等により請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検)申請書の用紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。** 

申請書用紙請求」と朱書すること。

とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。 二 提出書類を郵送等により送付する場合は、書留郵便(これに準ずるものを含む。

### 実技試験手数料

良事業を行る	一五、七〇〇円	_ 英	内装仕上げ施工	七00円	<b>五</b>	ニット製品製造
第八条第一項	七00円	五	防水施工	七00円	五	染色
<b>上地</b> 女员生	七00円	<b>五</b>		100円	五 五	冷凍空気調和機器施工
		Τ.	コンクリート圧送施工	七00円	五 五	プリント配線板製造
技能検定	七00円	五	鉄筋施工	七00円	五 五	電気機器組立て
七その他	七00円	五	型枠施工	七00円	五 五	電子機器組立て
<b>合各证据</b>	七00円	<b>五</b>	配管	七00円	<b>五</b>	機械保全
2 技能檢	一五、七〇〇円	五	タイル張り	七00円	五 五	ダイカスト
知する。	七00円	五	左官	000円	= =	機械検査
実技計	七00円	<b>五</b>	とび	七00円	<b>五</b>	仕上げ
1 合格番号 (1 ) 1 ) 1 ) 1 ) 1 ) 1 ) 1 ) 1 ) 1 ) 1	七00円	— 英	かわらぶき	100円	<b>五</b>	
	一五、七〇〇円	   英	建築大工		理	アルミニウム陽極酸化処理
される場	五、七〇〇円	   英	水産練り製品製造	七00円	五 五	めっき
受検手	五、七〇〇円	五 五		七00円	五 五	工場板金
	製造	ヘーコン	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	田〇〇七	五 五	建築板金
2 学 3 学 1	五、七〇〇円	五	石材施工	田〇〇七	<b>五</b>	鉄工
建具具	五、七〇〇円	五		100円	<b>五</b>	金属プレス加工
家科		形	強化プラスチック成形	国〇〇代	<b>五</b>	機械加工
布はなる	七00円	五	プラスチック成形	100年	<b>五</b>	鍛造
<b>乳</b>	七00円	五	製本	100円	五 五	<b>鋳</b>
夏	五、七〇〇円	五	印刷	七〇〇円	<b>五</b>	さく井
紳士服						

建具製作	家具製作	布はく縫製	帆布製品製造	寝具製作	紳士服製造	婦人子供服製造
一五、七〇〇円	一五、七〇〇円	一五、七〇〇円	一五、七〇〇円	一五、七〇〇円	一五、七〇〇円 サッシ施工	000円
	工業包装	塗装	表装	一五、七〇〇円 ウェルポイント施工 一五、七〇〇円	サッシ施工	熱絶縁施工
	一五、七〇〇円	一五、七〇〇円	一五、七〇〇円	一五、七〇〇円	一五、七〇〇円	一五、七〇〇円

学科試験手数料 (全職種) 二、一〇〇円

### 受検手数料の納付方法

される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。 受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除

なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

#### 六 合格発表等

### 合格通知

知する。 実技試験又は学科試験の合否結果については、香川県職業能力開発協会が書面で通

### 2 技能検定合格証書の交付

合格証書を交付する。 技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、香川県知事が発行する

### 香川県公告第百二十二号

三一 三三六七) 又は香川県職業能力開発協会に問い合わせること。

技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課 (電話番号)〇八七

八

良事業を行うことについて平成十七年二月七日適当と決定した。 第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

香

Ш

県

報

(第九二二四号)

で縦覧に供する。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月八日から同月二十八日ま

平成十七年三月一日

香川県知事 귍 紀

11	琴南町土地改良区	土地改良区名
新井手地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	内田地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	土地改良事業名
11	済 <b>課</b> 琴南町建設経	縦覧場所

### 香川県公告第百二十三号

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良 事業を行うことについて平成十七年二月七日適当と決定した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法

で縦覧に供する。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月八日から同月二十八日ま

平成十七年三月一日

香川県知事 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
中村地区共同施行	業)中村地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事	満濃町建設課
一股地区共同施行	業)一股地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事	"
下大宮地区共同施行	業)下大宮地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事	"
八幡地区共同施行	業)八幡地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事	"
生稲中地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事	"

### 香川県公告第百二十四号

業を行うことについて平成十七年二月九日適当と決定した。 同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月八日から同月二十八日ま

で縦覧に供する。

平成十七年三月一日

香川県知事

武

紀

"	西田井地区	道整備事業)	() 	事業	谐	単独県費補助土地改良事業 ( 農道整備事業)		"
"	下分地区	道整備事業)		事業	谐	単独県費補助土地改良事業 ( 農道整備事業 ) 下分地区		"
満濃町建設課	西真野地区	道整備事業)		事業	谐	単独県費補助土地改良事業 ( 農道整備事業) 西真野地区	町	満濃町
縦覧場所		事業名	良	改	地	土	名	町

### 香川県公告第百二十五号

良事業を行うことについて平成十七年二月十四日適当と決定した。 第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第九項において準用する同法

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月八日から同月二十八日ま

で縦覧に供する。

平成十七年三月一日

改良区 多度津町土地	土地改良区名
森時中地区 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	土地改良事業名
多度津町産業課	縦覧場所

香川県知事

武

紀

# 平尾地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)

### 香川県公告第百二十六号

良事業を行うことについて平成十七年二月十六日適当と決定した。 第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月八日から同月二十八日ま

で縦覧に供する。

平成十七年三月一日

#### 香川県知事 真 鍋 武 紀

上氏部東幹線地区 単独県貴補助土地	氏部大美場地区 単独県費補助土地	本鴨地区 本鴨地区	鴨庄赤門前地区 単独県 <b>費</b> 補助土地	地改良区 山ノ神樋本地区 坂出市加茂土 単独県費補助土地	原地区	地改良区 庄地区 生地区	地改良区 浜田地区 坂出市江尻土 単独県費補助土地	
上氏部東幹線地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	氏部大美場地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	本鴨地区単独県貴補助土地改良事業(かんがい排水事業)	鴨庄赤門前地区単独県貴補助土地改良事業(かんがい排水事業)	山ノ神樋本地区単独県貴補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	原地区単独県貴補助土地改良事業(かんがい排水事業)	<b>庄地区</b> 単独県貴補助土地改良事業 ( かんがい排水事業)	浜田地区単独県貴補助土地改良事業(かんがい排水事業)	
"	"	"	11	"	11	11	農林水産課坂出市環境経済部	

### 香川県公告第百二十七号

第八条第一項の規定により、観音寺市粟井土地改良区が土地改良事業 (単独県費補助土地 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

改良事業(水路補修事業)岩鍋幹線水路地区)を行うことについて平成十七年二月十七日

### 適当と決定した。

縦覧に供する。 その関係書類を観音寺市農林水産課において平成十七年三月八日から同月二十八日まで

平成十七年三月一日

香川県知事

武

紀

香川県公告第百二十八号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において準用する

**同法第十条第一項の規定により、飯山町が (非補助土地改良事業 (区画整理事業) 飛石地** 

区)を行うことについて平成十七年二月十六日同意した。

平成十七年三月一日

香川県知事

真

鍋

武

紀

香川県公告第百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、満濃池

土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成十七年三月一日

種 役 員 類の

理

氏 名 住

所

真 武

紀

香川県知事

退 任年月日

平成一七、 一、二七

(第九二一四号)

丸亀市柞原町一 一〇七番地

香

Ш

県

報

平成十七年三月一日

第九二二四号)

四

### 香川県公告第百三十号

土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、豊中町

平成十七年三月一日

氏 名 住

所

退

任 年

月

日

種 役 員 類 の

香川県知事

武 紀

香川県公告第百三十一号 馬渕 恒雄 三豐郡豐中町大字笠田笠岡八四一番地 平成一七、二、一四

士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成十七年二級建築

県指定試験機関に指定している財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。 なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の規定により、香川

平成十七年三月一日

香川県知事 귋 紀

### 試験期日及び時間

学科の試験

木造建築士	二級建築士	試験区分
平成十七年七月二十四日 (日)午前十時から午後五時十分まで	平成十七年七月三日(日)午前十時から午後五時十分まで	試験期日及び時間

2 設計製図の試験 (学科の試験の合格者のみ)

木造建築士	二級建築士	試験区分
平成十七年十月九日(日)午前十一時三十分から午後四時まで	平成十七年九月二十五日(日)午前十一時三十分から午後四時まで	
年 十 月	年九月	試
九日(	二十五	験
日) 生	田(田)	期
十一時	午前十	日_
当十分	- 時 三	及
から午	十分かり	び 時
後四時	ら午後回	間
まで	当時まで	

### 二 試験地 (試験場)

学科の試験

高松市 ( 県立高松工芸高等学校 高松市番町二 九 Ξ

2 設計製図の試験

高松市 ( 県立高松工芸高等学校 高松市番町二 九

#### Ξ 受験申込手続

インターネットによる受験申込

あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。 築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用について、 インターネットによる受験申込については、平成十六年二級建築士試験及び木造建

受付期間

平成十七年四月一日 (金)から同月八日 (金)まで

受付時間

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

 $(\Xi)$ 受験申込方法

おいて、必要な事項を入力し申込むこと 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.jp/) に

2 受付場所における受験申込

受付期間

平成十七年四月十一日 (月) から同月十五日 (金) まで

 $(\Box)$ 受付時間

午前十時から午後四時まで

受付地 (受付場所)

高松市 ( 社団法人香川県建築士会 高松市天神前六 三四 村瀬ピル二階)

(四) 学科の試験の免除の申請

格通知書を添付することにより行う。 **所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合** 学科の試験の免除の申請は、平成十五年又は平成十六年の試験の学科の試験 (住

申込方法

受験申込書は、受付地に設ける受付場所に直接提出すること。ただし、離島等で、

ずるものを含む。)とすること。 切手等をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達 (これに準 **付期間最終日までの消印 (これに準ずるものを含む。) のあるもので、所要の郵便** 直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民 票が添付されているものに限り郵便等による送付を認める。 送付の場合は、申込受

四 合格者の発表及び合否の通知

及び成績を通知する。 平成十七年十二月八日 (木)の予定。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨

なお、学科の試験については、平成十七年九月六日 (火)の予定

五 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、 知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及セン

六 その他

ター支部等に掲示する。

とともに、学科の試験の試験場に掲示する。 普及センター中国四国支部及び社団法人香川県建築士会の事務所に掲示する予定である 設計製図の試験の課題は、平成十七年六月二十二日 (水)から財団法人建築技術教育

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時に

その旨を申し出ること。

香川県公告第百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第

三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町国分字西下所七八〇 一の一部、七八〇 三、七八四 四、七八五

七、七八五 一一及び同地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市林田町一九九三 六 株式会社レオックス 代表取締役 藤井徳志郎

香川県公告第百三十三号

(昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法

平成十七年三月一日

香川県知事 真 武 紀

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

七、七八五 一一及び同地先水路 綾歌郡国分寺町国分字西下所七八〇一の一部、 七八〇三、七八四 四 七八五

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

道路 (有効幅員四・〇〇メートル、延長三五・〇〇メートル)

綾歌郡国分寺町国分字西下所七八〇 三の一部、七八五 七、七八五 一一及び同

道路 (有効幅員六・〇〇メートル、延長五〇・〇五メートル)

び同地先水路 綾歌郡国分寺町国分字西下所七八〇 一の一部、七八〇 三の一部、 七八四 四及

2 排水施設

排水管(直径二五〇ミリメートル、延長二九・九〇メートル) 綾歌郡国分寺町国分字西下所七八〇 一の一部及び七八〇 三の一部

排水管 (直径三〇〇ミリメートル、延長五三・四五メートル)

綾歌郡国分寺町国分字西下所七八〇 三の一部、七八五 七の一部及び同地先町道・

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市林田町一九九三 六 株式会社レオックス 代表取締役 藤井徳志郎

### 選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定による政治団体

香

Ш

**127**0

古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています